**湧水町栗野岳ログ・キャンプ村指定管理者募集要項**

湧水町栗野岳ログ・キャンプ村の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

１　施設の概要

（１）　名称　　　　湧水町栗野岳ログ・キャンプ村

（２）　所在地　　　鹿児島県姶良郡湧水町木場６３４０番地８９

（３）　施設概要　　別紙栗野岳ログ・キャンプ村指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）

のとおり

２　指定管理者が行う業務

（１）　栗野岳ログ・キャンプ村の管理運営及び設備の維持管理に関する業務

（２）　栗野岳ログ・キャンプ村の利用の許可に関する業務

（３）　その他栗野岳ログ・キャンプ村に関する事務

３　指定期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間とする。ただし，町長は，管理を継続することが適当でないと認めるときは，その指定を取り消すことができる。

４　応募資格

1. 県内に事業所を置く，法人等の団体であること。（法人格の有無は問わない。）
2. 法人等又はその代表者が次に該当しないこと。
   1. 法律行為を行う能力を有しない者
   2. 破産者で復権を得ない者
   3. 地方自治法施行令第167条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により，本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
   4. 地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
   5. 本町における指定管理者の指定手続きにおいて，その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し，若しくは不正な利益を得るために連合した者
   6. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に規定する暴力団をいう。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過していない者の統制の下にある団体
   7. 市町村税・県税・国税を滞納している者
3. 法人等の団体の人員の数，資産の額その他の経営の規模及び能力があること。
4. 指定期間中，安全円滑に栗野岳ログ・キャンプ村を管理運営できること。
5. 栗野岳ログ・キャンプ村の管理運営に必要な免許を有すること。ただし，免許を必要とする業務を外部に委託する場合は，委託先が資格及び免許等を有していること。

５　提出書類

1. 湧水町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例による提出書類
   1. 指定申請書
   2. 管理を行う公の施設の事業計画書
   3. 管理に係る収支計画書
   4. 当該団体の経営状況を説明する書類
   5. 定款及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあっては，会則等）
2. 申請者に関する書類
   1. 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれに相当する書類
   2. 前事業年度の貸借対照表及び財産目録
   3. 事業報告書を作成している場合は，その報告書
   4. 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれに相当する書類
   5. その他町長が必要と認める書類

ア　印鑑証明書

イ　法人又は団体の概要として，経歴・実績及び資本金等

ウ　３ヶ月以内に発行された市町村税・県税・国税の納税証明書（納税義務者でない場合は，

その理由を記載した申立書）

　　 エ　施設を管理するに当たって必要な免許の取得を証する書類（ただし，外部委託による場

合は免除とする。）

６　提出書類作成に当たり注意すべき事項

1. 事業計画書について
   1. ５（１）②に規定する事業計画書の作成にあたっては，次の項目を基本条件とすること。

　ア　住民の公平な利用を確保すること。

　　　イ　施設の効用を最大限に発揮するとともに，効率的な管理を行なうこと。

　　　ウ　個人情報の取扱いを適正に行なう体制が整備されていること。

　　　エ　関係法令を遵守し，適正な管理ができること。

　　　オ　施設利用者の安全が確保され，住民サービスの向上が図られていること。

1. 魅力ある施設の運営及びサービスの提供を実現するために，次の項目について事業計画を具体的に記載すること。
   1. 運営に関する基本方針

ア　総合的な基本方針と達成目標

イ　各業務に対する基本方針

ウ　収入の確保，コスト削減等の経営方針

* 1. 運営計画

　　　ア　施設維持管理業務については，令和８年度から令和１２年度における各年度の具体的な運営内容を記載すること。

　　　イ　業務の一部について外部委託を予定している場合には，その内容，外部委託先選定方法，予定金額などを含めた外部委託の方針

　　　ウ　個人情報の取扱いについての考え方及び対応方法

* 1. 実施体制及び組織

　　　ア　運営を行なっていく上で，適切な人員配置を考慮した配置図

　　　イ　組織図に記載された従業員全ての雇用関係，勤務体制（勤務時間，休日の設定等），業務内容，必要な職能（資格，技能等）

　　　ウ　人材育成方針及び職員の研修計画

　　　エ　その他

　　　　上記以外の事項において，提案したい事項があれば記載すること。

（３）　収支計画書

　　５（１）③に規定する収支予算書の作成にあたっては，施設管理運営業務について，令和８

年度から令和１２年度における各年度の収支予算を主な収入・支出項目に区分して記載する

こと。また，収支予算の積算内訳についても記載すること。

（４）事業計画書に添付する各項目に関する内容についての様式は自由とする。なお，用紙は，原

則として日本工業規格Ａ４とする。

７　使用料金

　当該施設に係る使用料金は，栗野岳ログ・キャンプ村の設置及び管理に関する条例第７条に定めてある範囲内で指定管理者が予め町長の承認を得て，定めるものとする。

８　指定管理料

　本業務に係る指定管理料を支払う。指定管理料は1,523,000円を上限として年度協定書で定める。

９　申請手続き

1. 現地説明会
   1. 日　　時　　令和７年９月１８日（木）午後1時30分
   2. 場　　所　　栗野岳ログ・キャンプ村
   3. 内　　容　　募集要項等の説明及び施設見学
   4. 参加資格　　法人等の代表者又は委任を受けた者（委任状持参）
   5. 現地説明会への出席は，令和７年９月１０日（水）正午までに生涯学習課に電話等で連絡してください。なお，現地説明への参加がない場合は実施しません。
2. 質疑等

質疑がある場合は質疑書をFAXにて提出してください。

* 1. 質疑受付　令和７年９月２日（火）から令和７年９月１２日（金）正午まで
  2. 回答方法　質問に対する回答は，取りまとめたうえで回答いたします。

1. 申請書提出期間及び提出先
   1. 提出期間　令和７年９月２日（火）から令和７年９月２６日（金）午後5時まで

（土曜・日曜日及び祝日を除く，午前8時30分から午後5時まで）

* 1. 提出先　　湧水町役場吉松庁舎　生涯学習課

　　　　　〒899-6192　鹿児島県姶良郡湧水町中津川603番地

　　　　　電話0995-75-2142（内線3214）FAX　0995-75-2456

* 1. 提出方法　持参又は郵便書留
  2. 提出部数　一部

１０　選考方法及び基準

　選考委員会における書類審査及び面接審査を経て，各委員の評点の合計が選考委員会の定める一定の基準に達したもので最も高い申請者を指定管理者の候補として選定します。

　なお，面接審査の開催日時，場所，実施方法については別途連絡します。

審査基準

1. 本施設の設置目的が達成できること。
2. 住民の平等な利用が図られる計画であること。
3. 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理が行われる事業計画であること。
4. 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

１１　申請に要する経費

　申請に要する経費等は，すべて申請者の負担とします。

１２　無効または失格

　以下の事項のいずれかに該当するときは，無効又は失格となることがあります。

（１）申請者の提出方法，提出先，提出期限等が守られていなかった場合

（２）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

（３）申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

（４）虚偽の内容が記載されている場合

（５）その他，選考委員の協議の結果，審査を行うに当たって不適当と認められた場合

１３　選定結果の通知

　申請者全員に１１月を目途にお知らせいたします。

１４　指定管理者の指定及び協定書の締結

選定された指定管理者の候補者は，令和７年１２月湧水町議会定例会に議案を提出の上，議決後に協定を締結する予定です。

１５　その他

1. 応募１団体につき提案は１件とする。重複の提案はできません。
2. 指定管理者は，管理業務を行うため職員を雇用する場合は，地元雇用に配慮すること。
3. 指定管理者の候補者が協定締結までに次の事項に該当するに至ったときは，選定を取り消し，協定をしないことがあります。
   1. 資金事情の悪化により，業務の履行が確実でないと認められるとき。
   2. 著しく社会的信用を損なう行為などにより，指定管理者として相応しくないと認められるとき。
4. 提出書類は返却できません。
5. 選考委員会の選定結果について異議の申し立てはできません。
6. 提出された書類は，必要に応じて複写します。（使用は役場，選考委員会での検討の際に限ります。）
7. 提出された書類は，情報公開の請求に開示することがあります。